

### 第3回鎌倉市共生社会推進検討委員会会議録

日 時	平成30年10月19日 18時15分～20時45分
場 所	鎌倉市役所 第4分庁舎 823 会議室
出席者	<b>【委員】</b> 石川委員、石崎委員、菊谷委員、木山委員、小泉委員、國分委員、 榊原委員、椎名委員、鈴木委員、星山副会長、吉井委員 <b>【事務局】</b> 菊池（高齢者いきいき課担当課長）、矢部（生活福祉課長）、鷺尾・ 内藤（地域共生課担当課長）、佐々木（地域共生課）
傍聴	4名

#### 【委員会内容】

- 1 開会  
事務連絡（事務局）
  
- 2 臨時委員の委嘱について
  - (1) 木山晃子委員の委嘱
  - (2) 委員あいさつ
  
- 3 議事 「(仮称) かまくら共生条例について」
  - (1) 傍聴についての承認、傍聴者入室
  - (2) これまでの議論と委員会での議論内容について（事務局）
  - (3) 意見交換  
別紙のとおり
  
- 4 閉会  
事務連絡（事務局）

## 【意見交換内容】

● 基本的施策について ●  
-----

鈴木会長：委員会前に、資料4について意見をいただき、この委員会の共通認識として、抽象的な理念をまとめるだけではなく、鎌倉でどのような困った事例などがあるのかを踏まえて、具体的なことを盛り込んでいくということがあった。そこで、現時点での条文案をもとに具体的なものを入れてもらったところであるが、石川委員からまとめる中での意見をいただいているので、お願いしたい。

石川委員：作業する中で、市のホームページなどを見ると色々な計画があり、内容を見ると、同じようなものもあるし、何となく違うようなものもあることが分かった。それをもとに、自分なりに表を埋めたが、「1意識の形成と理解の促進」の「(3)多様性に配慮した参加・交流の場の確保」と「(4)市民の意思決定・意見表明のための支援の確保・充実」について見比べると、基本的には一本化できるのではないかと。 (3)は、具体的な内容に近いと思い、(4)をメインに2項目合わせて「意識の形成と理解促進ならびに市民、事業者の様々な分野への活動参画や交流のための支援の実施と充実」などと規定してはどうか。また、作業をしていて、障害者の就労支援など基本的な事項が入れにくいという感想はあった。

他の視点で、津波のシミュレーション動画を見たことがあるが、非常にインパクトを受け、高い評価だったと思う。同様に、共生社会の中でどのように暮らしていくかについても動画などでアピールしてはどうか。また、共生の意識を高めるために、意識のチェックシートを市民に実施してもらって、回答について専門家のコメントをつけるなどしてフィードバックするような制度を作ったら、共生意識の自分への落とし込みができるのではないかとということ提案した。

鈴木会長：今回は個別的に整理したので、学校教育、子ども、高齢者などそれぞれの場面で挙げられているが、e-モニターアンケートでも、それぞれの施策を並べて考えるのは難しいという意見もあったようだし、庁内でもそのような認識はあるだろうが、みなさんの中でも、整理する中で、項目を入れづらいとか重複しているとかあれば教えてほしい。

菊谷委員：本日追加資料で提出した。対象を女性としたものと、石川委員が言ったように、分野がよく分からず、女性にも関係あるし、他の人にも関係あるものを挙げた。鎌倉市には、かまくら人権施策推進指針がある。前回の委員会で、共生条例を作っても、それを市で各部署がどのように落とし込んで実施していくかが重要であるという意見があったので、指針の資料を用いて作成した。各施策を私の感覚で入れたので、実際は違うところもあるかもしれない。対象を女性に絞らず挙げた施策は、女性を対象にした施策と重複するものもある。私の専門とする女性や若年以外の分野もあるので、市でリストを作成するときに、各担当と調整してどうするか決めれば効果的だと思う。

鈴木会長：他の委員から意見があれば出してほしい。

椎名委員：資料4を見ていくつか感じたことをシェアしたい。1点目に、対象の教育、子ども、高齢者などを挙げたことは、共生条例の内容を分かりやすく提示する観点からはよいと思う。その一方で、これらに当てはまらない人には、関係ないものだと思われる資料になってしまう。この矛盾を調整することが大事だと思っていて、立場の入れ替わりの可能性があることを強調できる書き方をどこかでした方がよいと思う。その観点から、資料としては、「外国にルーツのある人」の隣に一つか二つ書き加えて、さらに、その他の困難を抱えている人としてはどうか。足りない視点としては、親の介護をされていて仕事がバリバリできない人、障害のある子どもがいて大変な人、前は元気だったけど病気になってしまった人などがあるのではないかな。

また、事業者の「努める」規定は、合理的配慮のお願いであると理解しているが、条例や計画をつくった後に、民間事業者を対象とした合理的配慮ガイドラインなどをつくって、できる範囲でこういうことをしてみたらどうかという例をたくさん並べていくことが必要だと思う。

最後に、強調したい具体例が3点ある。まず、個に応じた情報提供—市の施策—1人親家族を対象として絶対にやってほしいこととして、明石市でやっている取り組みで、離婚届を受けるときに、養育費をどうするかという決め事を書類として出してほしいと思う。窓口でやりとりするのみなので、ほとんど費用はかからないのではないかな。さらに、先日、保障会社を入れて養育費の支払いを現実化させるようにしている。1人親家庭における最大の課題は、お金・仕事がないことである。子どもについては、養育費が支払われることで解決される。養育費の話については、明石市の市長ががんばって先行的な取り組みをしており、他市でも実現できるような汎用性の高い施策を実施していると言っている。要するに、これは情報提供であり、養育費は必ずもらうこと、親権がどちらでも養育費を支払う義務はあるということをお伝えすることである。私は弁護士なのでたまに相談があるが、離婚して、親権が相手にあるので、私は養育費を払わなくてよいという相談が残念ながらある。2点目は、情報提供手段の確保のところ、市がYouTuberになってほしい。ホームページは全て文章であるが、分かりやすいところをクリックすると音声で流れるとか動画で示すなど、お金をかけずにできるのでやった方がいいと思う。3点目は、災害等への対応のところ、避難生活に弱者の視点を入れることはとても大事である。自分の仕事の過程で、原子力発電所の事故で避難した人から話を聞いていたが、病院や老健施設で津波が起きたときに避けられず、防潮堤も作れない。必ず津波が来たら水をかぶることが分かっている中で、病院の事業継続計画を策定していくときに、入院患者など弱者の方にどういった対応をしていくかということを作してほしい。民間企業はなかなかできないが、共生条例の観点から、こんな条例をつくったのでお願いしますというような一つのインセンティブとなるのではないかな。このような事業者への働きかけをしてほしい。

鈴木会長：時間の都合もあるが、せっかく作業をしていただいたので、一人ずつ意見をいただきたい。

石崎委員：短時間の作業の中で、検証する時間もあまりなかったが、先ほど、椎名委員からもあったように、区分けすることで分かりやすいといういい点がある一方で、重複する、派生するということがあるので、なかなか振り分けしにくいものがあった。また、当事者にならない人も、これから当事者になるかもしれないので、いつ立場が入れ替わるか分からない意識は大事で、この条例は、当事者に限らない、全ての人に関わってほしいものだと書きながら思った。私は、この施策の中でも「1意識の形成と理解の促進」が特にベースとして重要だと思う。合理的配慮や社会的障壁のことについても学んで理解することが必要であり、「学習サークル」「学び場」のようなものがあればと思い、提案した。

木山委員：4つのバリアの分け方は、分かりやすいと思った。ただし、「対象」はこれに当てはまらないものもあるので、「その他」は入れた方がよいと思う。「障害者」の部分では、基本的に、障害者福祉計画などで、施策はできているので、それをどの程度埋めた方がよいのかが分からなかった。

國分委員：今計画の中でやっていることをすべて入れていたら、すごいボリュームになってしまうという意味である。

鈴木会長：具体的なことをどこまで書き込むか考えましょう、という提案か。

木山委員：具体的に実施しているものがあるので、市でそれをピックアップしてもらおうという方法もあると思う。

國分委員：障害者福祉計画の中にすでに「共生」という言葉が入っている。他の計画でも入っている視点である。そこで、計画を作る上で、条例とどのような関係になるのかという話ではないか。

木山委員：枠組として「共生」という大きな箱の中に、子ども、高齢者、障害者、女性など小さい箱があり、それぞれの中で具体的にどうしましょうかということは今ここでやっていると思う。私が知っているのは、障害者の分野なので、段差解消とか差別をしないと、イベントをやるなどすでに実行されていることも山のようにある。それらをピックアップして、文言を整理すれば、具体的施策にかなり記載できるのではないかと思う。逆に、LGBTとか1人親など、今まであまり注目されなかったところにも、よりスポットライトを当てるといったイメージがあった。手帳があれば障害者で支援してもらえるし、持っていなければ肢体不自由だとしても障害者ではないし、今までの制度の歴史があるので、障害者福祉計画の施策と今回の共生条例の障害者に対する具体的施策をどう考えるのがよいかがよく分からなかった。

石川委員：木山委員と同様に、ざっと見た中でも地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画、地域防災計画があって、その中の施策を落としていけば、おそらくどれかには当てはまると私も思う。しかし、市の施策を整理することが目的ではなく、共生社会を市・市民・事業者が認識して、どう共有するかが目的だと思う。なので、細かくは入れておらず、共生の意識を広められるように特に強調したいことを先ほど提案した。また、市の計画などを見ると、文字や数字しかない。見たときに感覚で分かるように、絵やグラフで出

したらいいと思う。例として、高齢者くらしあんしんガイドを挙げたが、もっとグラフィカルなもので出せたらよい。

小泉委員：みなさんの意見と同様に、各論でなく、共生社会実現のための仕組みを作っていくものなので、各論を言い始めるとどう当てはまるかという話になって、何かが足りないからその人を支援するという形になってしまうが、意識の醸成や助け合いの気運を市全体で向上していくことがポイントだと思う。視覚的なことで、私も子どものところで映像について書いたが、バスに乗っていても、共生社会はこんなものというサインやマークで分かるとか、「弱者」という言葉を使うかどうかは要検討であるが、弱者を含めた皆が、鎌倉市の中で同じ思いで社会を作っていくことが大事である。SDGsにもあるが、持続可能社会のために共生社会を作っていこうということ、このことは、まだ皆が知らないことなので、この構図を委員会の中で作って、シンポジウムなどで、個別に、障害者、高齢者、女性のことなどを皆で考えて、色々な困り感があるとか、共生って皆で支え合うものなんだとか、理解しあうということを知りあう仕組みづくりが必要だと思う。

國分委員：小泉委員の言っていることは、メッセージであり、これは条例ではできない。今回の委員会に当たっての作業は、何年も前からやっていることである。それがなぜできないのが問題である。もう一つは、市の職員が共生条例についてどう考えているかが、今まで一つも出てきていない。我々の役目は、市職員の考えが提示されたものについて、意見を述べることだと思っている。委員が共生条例を作るのではない。各職員がどう考えるかを提示できていないので、回答していない。実施していくのは、市であるが、そこの意見がないのはどうなのか。もう一つは、今まで委員会は1回しか開催していない。前回の委員会は、共生条例の条例とは何かという勉強会である。各委員は、これで消化できているのか。できていないと思う。私は、このやり方に大変不満を持っている。2月に作らなければいけないからと言って、このペースでやるのは早すぎる。至急市職員の意見を出してほしい。事務局は、自分の意見を言うのではない。庁内の意見をまとめるものである。共生条例を元にやるべき施策が市職員の仕事の中で大変なことは分かっている。その中で、職員の背中を押してあげるようなものができたらいいと思っている。だから、市職員の中でも困難なことはあると思うし、職員が挙げた中で、委員としてこれとこれではできると言うことはできる。

椎名委員：國分委員の話は、例えば教育委員会是这样、まちづくりの部局はこう考える、こどもみらい部はこう考えるとか、福祉部局はこうという意見が出てきてほしいということか。

國分委員：出てきてほしいのではなく、出さなければ仕方がないと言っている。委員会で勝手に作って、市ができるのか。できるとは思えない。職員は今抱えている問題で手一杯だと思う。例えば、地域福祉活動計画は、福祉総務課が担当しているが、その職員が計画策定委員会のあとに、福祉センターの営繕をやっている。これが現実である。昔は、福祉部には政策課があった。政策を一手に引き受けており、営繕をやるなど考えられない。しかし、今は違う。このような現状で、どう考えるのかと言っている。困りごとはあるはずである。

それを市職員から言ってもらって、背中を押すようなものが共生条例でできるのではないか。委員から出た施策が全てできるなんて誰も思っていない。市職員の困りごとがあって、それを条例でどう解決していくかという流れに持っていきたい。目の前に仕事が山のようにある状況を分かっている中での提案である。

事務局（鷺尾）：作業の中で、市の意見をお示しできなかったことは、申し訳なく思う。現在同じ作業を全庁で照会をかけており、同時にヒアリングを進めているところである。

國分委員：それも分かっているのだから、市の意見が出たときに、私の意見を述べる。スケジュールはどうなっているのか。パブリックコメントの前にそれをやらなければいけない。また、第3次総合計画が始まる中で、この議論を落としこめるのか、きちんと調整してほしい。委員会での議論ではなく、総合計画、実施計画の中でどのように具体的に反映されるのかを気にしている。ここでいくら議論しても、そこに反映されないと意味がないので、きちんと調整してほしい。このスケジュール感でいって、うまく計画と合うのか。

事務局（鷺尾）：基本計画に基づく実施計画をつくるのが平成31年度からで、具体的な事業を定めていくことになるので、それまでに条例を定めておきたい。

國分委員：今のペースであわてて作って、2月にまともなものができるのかとってしまう。理念条例ならそれを書けばいい。しかし、受け取る側がどうか。ここの委員は終わればいいが、他の計画の委員会などはそれを受け取ってどうするのか。木山委員が入っている障害者福祉計画の委員会などは、条例を受けて見直さなければならない。地域福祉計画は、条例がどうであるかに限らず国の方針に基づき作るが、各計画を推し進めるものができてくれればいい。事業者は協力を仰ぐということを行っているが、これを市の中に落とし込むと、例えば社会福祉法人は公益的な事業をしなければならない。利益が出た分だけ公益的なものに使わなければいけない。では、鎌倉市内の社会福祉法人で利益が出たものがあるかと聞いたらないとのことである。福祉事業をやっている人が他の事業は目的外だからできない。どうするかと言ったら、今やっている仕事と共生の仕事をはっきりと区別してくださいという話だった。監査に入ったときに、目的外のことをやったらアウトである。通達で出ているので市の職員はみんな知っている。新たなものが加わったら、またややこしくなる。

鈴木会長：条例の作りこみと計画にどう落とし込むかということを経営からきちんと回答がほしいという意見でよいか。

國分委員：意見ではなく、共生条例に対してどう考えているかということである。色々な窓口について、共生条例について知らないようでは困る。

鈴木会長：この意見に対しては、事務局は全庁を背負っているものなので、これについて考えるようお願いしたい。榊原委員はいかがか。

榊原委員：実際、私も作業ができなかった。その理由は、私が接している利用者は、資料4の表では、全て漏れるので、どう書いていいか分からなかったためである。例えば遺伝子疾患の1歳半の子どもがリハビリテーションを受けたいというときに、この表に入らない。市

の施策にも入らない。生きにくさを感じて誰が困っているかというとお母さんが困っている。そのときに、この表をどう書こうかということで手が止まってしまった。もう一つ、障害者の避難マップを作ったときに、もともと事業者という形でスタートしたが、それを市民団体に広げて、さらに市民へ広げるといった形の共生の作り方があるが、それをどう示せるかということなどに悩んだ。バリアフリービーチなども市民の集まりでできている。市ではなくてもできることがたくさんある中で、それを表現するのが難しかった。そう感じながらも、事例を出していかないと、市民の当事者が自分たちも共生社会の一員だということが分からないのも事実だと思うので、出していきたいとは思っている。國分委員からあったように、条例の運用に関するフレームワーク、こういう形で使われていくということは何らかの方法で見える化して、市民にも伝わる形で表現されないと、誰にも分からないままこの条例が出されるのではないかと思う。条例一つ一つの意味、そして、この条例でどういうことが起きるのかということが、もっと分かるようになってほしいと思う。ただ、それが条例の中で表現されなくてもいいと思うので、パンフレット、カタログや逐条解説、Q&Aなどで、先ほどのお母さんに届けられるような形で出したい。また、実際に市ができていないことを書くのもどうかと悩ましいところがあった。

吉井委員：私は、自治会の活動などに関わっているが、共生条例ができることは、このような活動をまとめる上で非常に意味がある。口でいくら言っても、「鎌倉市はこういうことを目指している」ということを子供会のリーダーや福祉センターの人に言うことでまとまってくる。理念だろうが何だろうが、一つにまとめるということは現場的には助かる。私個人の話でなく、市の考えということであれば、子供会の人でも来て聞いてくれる。普通の市民は関係ないかもしれないが、ボランティアの人とか地域で色々なことをやっていると、動きやすく、まとまりやすくなるし、その人たちも、個々の活動は知っていても、全体の広い「共生」ということは知らないと思う。委員はよく知っていても、子どものことしか分からないお母さんもたくさんいるので、その人たちに「一人親家族も共生の対象だ」ということを知ってもらう意味は大きい。中の文言は別にして、条例はとにかく作ったほうがいいというのが現場の意見である。言葉の瞬発力で、「共生」という言葉で誰もが振り向いてくれるし、とりかかってくれるインパクトはあると思う。運動会に障害のある人を呼びましようということが正論になってくるし、今までは、なぜそんな話をするのかという意見があったのが、賛同もしやすくなる。実際、中身をどうしていくかは、現場の人の意見もあるし、この表の広さは、対象が多ければ多いほど分かりやすいと思うが、できることから一つ一つやっていった方がよい。1の理解促進は、場を設けることに集約してはどうか。2は、ツールの話なので、メディア選択の問題かと思う。3は、地域的な例で押さえた方が比較的分かりやすい。5の災害については、避難命令などは、共生に関係なく出てくる問題なので、あえて言えば、避難所内の差別などに集中して議論してはどうか。避難の仕方などは、自分の命を守るためにそれぞれやっている。災害後の避難所などで、共生をどう考えるかということである。例を見ると広すぎる。一斉にはできないので、優先順位を

設けて順番にやっていった方が実現性は高いし、説得力があると思う。

星山副会長：私からは4点ある。まずは、私は、母親支援が専門であり、この「対象」では家族が漏れる。家族支援の視点を何らかの形で反映できたらいいと思う。2点目は、色々な支援に関わっている中で、一番効果的なことは、研修の場を確保することだと思う。それが、持続可能な人材育成になると思う。「共生社会」という新しい理念を理解した人が育たないと、どんな条例を作っても絶対浸透しない。優先順位で考えると、このような研修の場、仕組みをつくるということならば、きちんと担保できると思う。また、私の夢でもあるが、共生社会の理念や実践を理解した人に、資格を与えるのはどうか。分かりやすいゴールがあれば、それを目指して一緒に考えたり学んだりできるのではないかな。3点目は、学校に関することで、発達障害という目に見えない障害について、鎌倉市は遅れており、これは、不登校の数とも関係あると思う。目に見えやすいものと見えにくいものがあるって、脳の中のわずかな違いなので見えにくいのだと思うが、学ばないと当事者を助けることができない。地域や保護者、先生を含めて学ばなければいけないが、そのような場がない。別々には学べるが、一緒に学ぶことができない。なので、共生社会に関して、様々な人が共に学ぶコミュニティスクール化をしたいと考える。このような場づくりについては、強く願っている。4点目は災害のことで、発達支援の子で考えると、災害があると、とても辛い。これも受け入れ側の学びだとは思うが、どうしたらプライベートなスペースが確保できるかなど、マニュアル作りなどでもいいので進めたい。災害時はみんな辛い中ではあるが、少数者は、優先順位を上げて考えたいと思う。

國分委員：鎌倉市はどのような点が遅れているのか。

星山副会長：学校の理解や親の理解が遅れていると思う。がんばれば普通になると思ってしまうので、きちんと理解してもらわないといけない。

鈴木会長：基本的施策については、今までの意見を聞いていると、資料4の表で項立てしているが、対象を限定せずに条例にしていくときに、落ちてしまうもの、落ちがちなもの、薄いものがまだあるのではないかなという意見があった。例示で入れるのであれば、家族の視点も必要ということは、共通した意見だと思う。また、基本的施策に入れるのかという議論はあるが、施策を作るに当たって、分かりやすさが大事で、イメージや動画などの話もあったので、それを落とし込めるような形で進めていきたい。また、事業者に対して協力を求める姿勢なども入れていった方がよいという意見があった。今の段階では、4つの柱プラス災害対応を入れているが、最終的に目指す姿はどうかということ考えたときに、これらは手段で、理解の促進であったり、目的・理念などで目指す共生社会を表していくということについても、意見から導き出せる考え方だと思う。

## ● 合理的配慮について ●

---

鈴木会長：これまでの意見を共通認識として、個別的な議論として、合理的配慮とヘイトスピー



チについて話をしたい。

事務局（内藤）：第1回・第2回委員会と意見はいただいていたが、重要な点であるので、常に考えたい課題である。

石崎委員：第1回委員会で取り扱いが難しいということを申し上げたが、障害者差別解消法でも明確に謳われているので、合理的配慮が求められているという事実は、知るべきことであるし、障害は、機能レベルで生じるものでなく、社会との関係性の中で生まれるものであるということは、等しく知るべきことである。啓蒙、学習の場は必要である一方で、個々の市民が困難を抱えた人に対峙したときに、合理的配慮を求めうるのかと考えると、それは違うと思う。明石市の条例などは、市民にも求めているが、私見では、行き過ぎだと思う。困っている人を助けることは、当然やるべき配慮で、人間として行うことだとは思っている。しかし、合理的配慮はある程度の関係性の中で生まれるべきものなので、会社と社員、学校と生徒、お店と利用者などは分かるが、市民対市民で合理的の判断はつきにくい。市民レベルにも求めるのは行き過ぎではないか。

國分委員：合理的配慮は英語の直訳である。アメリカやヨーロッパの文化では「配慮」というものがなく、どこまでやるのかという話になるので、「合理的」が付いた。市民同士では「配慮」でよく、「合理的配慮」というと一層理解し難くなるのではないか。関係性の問題と言われたが、企業がどこまでできるかということは、どこまでコストをかけられるのかということである。国がやるのであれば、きちんとコストをかけなければいけない。企業規模によってかけられるコストが違うということは、企業ごとの合理的配慮も異なるところがある。

榊原委員：国の合理的配慮は、障害者を対象として使っており、範囲がせまい。本当に共生しようと思ったら、国の言うものとは違う意味を定めなければならない。条例の解説書などで、国の言う合理的配慮はこうであるが、鎌倉市の合理的配慮はもっと広い意味だということを示していけば済むのではないか。

鈴木委員：言葉の概念、射程の問題を榊原委員が言っていて、また、誰がやるのかという話で、市民同士は除くとか、言葉を変えるとかという意見があった。

國分委員：私は、市民同士を除くのではなく、「配慮」をすべきだと言った。

石崎委員：合理的というのは、何らかの経済活動が仮定されているので、市民同士でその概念が入りにくい。「配慮」だと思えると思う。

椎名委員：法律的に言うと、関係性の違いによって配慮すべき程度が変わるから、そのあたりの裁量を含むので、法律的に「合理的」と定義しているだけだと思える。関係性の強い弱いによって、配慮すべき程度も異なるし、かけられるコストも違う。なので、できる範囲でやりましょうという言葉である。そういう意味では、みなさんの意見はもっともだと思って聞いていた。

菊谷委員：その前提になる部分を確認したいが、合理的配慮は、社会的障壁をなくすために、うまく使えば有用なものである。ただし、議論の多いものなので、私は、条例には必要な

ものだと思うが、市民の中でも議論が出るものだと思うので、説明責任のところを確認したい。追加資料4ページの真ん中に、「共生社会実現にあたり、困難に直面している人の社会的障壁をなくしていく責務は、市が中心となって担うことになると考えている。市民にも一緒に担っていただきたいが、そのための働きかけをし、仕組みをつくっていくのは、市になる。」とあるが、このスタンスでよいのではないか。

星山副会長：学校で子どもを助けたいと思っている立場から言うと、「合理的配慮」は、全員に理解してほしいものであると思っている。「配慮」というやさしい言葉で共生社会が実現するのであればよいが、実際使わないと守れない現実がある。黒い消しゴムでしかうまく消せない子がいて、クラスのルールでは、白い消しゴムしか使ってはいけないことになっており、黒い消しゴムはダメと言う先生が現実にいる。そのときに、「合理的配慮」があると主張してほしいとお母さんに伝えている。使う側も使われる側も共通理解として知っておいてほしい。そのときに、どう伝えれば分かるかは工夫が必要である。私は、めがねを使って説明している。合理的配慮はもともと「調整」からきている。めがねは「調整」のためのツールである。めがねをかけてもずるいという人はいない。黒い消しゴムも同じである。この説明で、使わなければいけない人は、大体理解してもらえる。一方で、合理的配慮という言葉は難しいので、「思いやりとやさしさ」ということも付け加えて説明している。説明の仕方に工夫は必要であるが、せつかく条例を作るのであれば、みんな合理的配慮を理解しようという方向に持っていった方がよい。

石崎委員：星山委員の言うように、合理的配慮を理解することは必要だと思っている。それを個人同士に求めるのは行き過ぎではないかということである。東京都の障害者差別解消条例でも、行政と事業者には合理的配慮の義務を課しているが、都民には課していない。そこが明確に線を引かれていると感じた。

國分委員：このことは、国の方でも散々議論した。障害者差別もそうである。説明が難しい。内閣府のリストを見れば分かるが、事例をリストアップすることでしか説明できない。教育の現場は、合理的配慮以前の問題で、職員の資質の問題ではないか。

菊谷委員：星山委員の言うことはとてもよく分かる。パンフレットでも分かるが、「合理的配慮」は、話し合いをして説明をして納得してもらうことが重要。それを民間レベルに要求すると、技能のある方はいいが、議論をせずに付度して、だから合理的配慮は嫌だという風潮にならないか不安がある。なので、市の条例に入れたからには、正しく浸透していくための努力は、一義的には市にあるということをはっきり書くべきである。

椎名委員：先ほどの石崎委員に賛成で、合理的配慮がどのように使われるかという、侵害されている側の人、戦う手段として合理的配慮してくださいとお願いする場合と、関係性が上位の側に合理的配慮しなさいと義務付ける2つのパターンが考えられる。義務付けは、事業者のみに限定したほうがいいと思う。他方で、星山委員の言うように、合理的配慮してくださいと言っていいと周知徹底することは、この条例の本質のような気もするので、義務付けとは別のものとして、何か規定できないかと思う。

榊原委員：障害者と関わっている中で、合理的配慮が邪魔になる場面もある。実際に本人は望んでいないが、合理的配慮という名前の押し付けになっているために、困るケースがある。関係性ができていないと合理的配慮にならないので、義務付けする場合には、してほしくないことの押し付けにならないかが心配である。必要な人には武器として使うべきであるが、必要でない人には邪魔になる。駅で障害者が移動を手伝ってもらったが、電車を2本遅らせられたというような例が身近にある。安全のためにやっていることであるが、本人は望んでいない。

國分委員：そのようなことは、精神障害者が端的に現れる。みんながやってあげるが、本人は冗談じゃないと感じていることがある。忖度してしまい、障害者はこうやるべきということをやってしまうので、嫌になってしまう。義務感でやるとえらいことになる。

椎名委員：自己決定権が奪われていて、型にはめられると、不合理な配慮になってしまう。本人が望むこと以上のことは求めている。合理的配慮を事業者に義務付けると、事業者が思ったことを押し付ける可能性もある。

小泉委員：合理的配慮が出て3年くらいであるが、発達障害の学生などは、ヘルプを言えるようになったと思う。私の大学では、合理的配慮は努力義務であるが、チームで考えながらやるようになっており、学生が、自分の権利を正当に言えるということは、きちんと守られていることだと思う。「配慮」では守れなかったものが、ようやくスタートラインに立ったという意味では、とても応援している言葉だと思う。努力義務であっても、一緒に考え、押し付けなどしていない。調整するという意味で実施できていると思う。

榊原委員：バリアフリービーチでも、海に入るために、本人・家族の希望を聞き、必要な支援をするようにしている。見えない、分かりにくい障害もあるので、ボランティア、事業者も入って話すようにしている。これが合理的配慮の調整ということだと思う。ただし、これについては、学ぶ場がないとステレオタイプになりかねない。チームを作って話すことはすごく大事で、関係性の中で合理的配慮ができていくということが分かる。

小泉委員：合理的配慮の主体は、当事者であり、支援者から言うのではなく、声を出して希望を言えることが大事だと思う。今まではなかなか言えなかった。

鈴木会長：当事者なしに決めるものではないということが共通意見となると思う。支援者が勝手にやることを合理的配慮であると思われないようにしていくことが必要であるという委員の総意である。誤解されないよう、啓発・徹底していくことが必要である。

## ● ヘイトスピーチについて ●

---

鈴木会長：時間もないので、次の議論に移りたいが、ヘイトスピーチに関することを盛り込みたいという意見について、どうか。入れ込み方もあるが、テーマ的なことも含めてご意見いただきたい。

椎名委員：テーマとしては、そごうと思う。川崎で問題になっていることは、「在日出てけ」とい

うようなものであるが、そのようなことは許されていいわけがない。生まれ持った属性によって、いわれもない言葉の暴力を受けることはあってはならない。どうにか対応しなければならない。共生社会を築いていくための阻害要因である。川崎市では、ヘイトスピーチ条例を別立てで作っていて、ヘイトスピーチをする人に対して場所の規制をしたりしている。ただし、表現の内容について規制をするのは甚だ難しい。内容そのものを止める術はない。なので、共生条例の内容にはそぐうけど、規定が難しいと思う。計画の中に入れるべき具体的施策の中には、必ず入れた方がいいと思う。そこから個別の条例が必要で作る流れになる。もし共生条例に規定するのであれば、抽象化せざるを得ないと思う。

國分委員：もしヘイトスピーチを条例で規制するのであれば、別に一本条例を作ったほうがよい。付帯事項として、ヘイトスピーチについては、別途条例をつくるという書き込みはどうか。共生条例の中でヘイトスピーチを盛り込もうとすると、色々な問題が出てくる。少しの議論でできるものではない。

榊原委員：私が提案したものであるが、条例の内容を考えるとできなかつた。禁止したり抑制したりすることができず、無理なのではないかという結論に達した。ただし、ヘイトスピーチは、相手があつての行動であるので、鎌倉は、そのようなことをしても意味がない地域だと思わせることが一番であると考えたときに、共生条例は、ヘイトスピーチの効果をなくすためのアクションにはなりうるのではないかと思った。それが条例ではなく、こんな方法あるよねという施策が表現されていれば、抑制の一つの力になるのではないか。

國分委員：それでできるのであれば、世の中うまくいっている。ヘイトスピーチがダメと言うのであれば、はっきり言わないといけな。間接的にやっても人間の思想・心理の問題なので、なくなる。はっきりメッセージで出さなければいけない。

鈴木会長：全体的な意見では、共生条例に入れるのは難しいということか。

石川委員：この条例は、共生社会をつくるためにこうしていきましょうということを書いており、ヘイトスピーチで〇〇を禁止としたときに、そぐわないと思う。また、禁止事項を設けるのであれば、それなりに違反者に対するペナルティを入れるべきだと思うが、それも難しい。そういう意味で、みなさんと同じ意見である。

菊谷委員：ここでは文言に関する議論はしないと聞いている。ヘイトスピーチは、人種や多文化に関することで起きることが多いと思うので、みなさんの意見をくみ上げて、他自治体の多文化共生条例を参考にして、効果的な文言を入れたらどうか。

鈴木会長：では、この作業は事務局にお願いして、委員からは何かあれば再提案をお願いしたい。

## ● まとめ ●

---

鈴木会長：全体で何か言い残したことなどあるか。ハイペースでやっていたこともあるので全体で共有したいことなどあれば出してほしい。

吉井委員：条例（素案）は、どのようなものか。

鈴木会長：現時点では、骨子で議論しているので、それだけだと分かにくいということで、条例の形にするとどうなるかを示したものである。

事務局（内藤）：9月時点で、骨子から条例の形に抽出したもので、内容については、これからも変更するものである。

鈴木会長：ここで、本日の振り返りをすると、今の吉井委員の質問に答える形にもなるが、今まで議論してきた内容が素案になっている。権利構成をしようという議論もあったし、誰が役割を果たすのかという話で、今日も主体を誰にするかという話もあったが、まとめると、このような形になる。今日の議論の中で、意識啓発や教育を徹底しなければならないということがあり、これを踏まえるとまた素案は動いてくるものである。大事な点は議論で出ている、誰が実行していくのかという名宛人に向けた啓発などは、この条例の肝になってくる部分なので、それを徹底することは、必要である。また、石川委員や他の委員からも出ていたが、素案でいうと、6条のところで意識の形成や意識の問題、7条のところで情報提供、8条のところで環境整備、9条のところで推進体勢の整備、この4本が出ていて、プラスで災害の視点を付け加えるべきだろうという話があったので、このような形になっている。これで足りるのかという問題提起を最初にさせてもらって、いくつか意見があったものをまた盛り込んでいくことになる。また、基本的施策を話す中で出てきたこととして、「禁止する」よりは「こうしていく」という形の条例がよいということでは、障壁をなくすことの規定で一旦は合意したが、それを手段として、鎌倉市がどういう社会を作っていくのか、目的規定に定めていくということがみなさんの意見の中から見えるのではないかと思いつながりながら聞いていた。現在の目的規定の中で社会的障壁を取り除くということが記載されているが、それが究極の目的ではなく、障壁を取り除いたその先が、明るい鎌倉とか、一人一人が安全にとか、いきいきする社会など、プラスにもっていけるような条例を目指しましょうという大元の目的規定があって、その役割を果たすのが、市であり、事業者であり、市民である。3本柱として重要だけれども、市民に対してどこまで求めるのか、これを行政に求めるものとは違うものがある。事業者に対してどこまで求めるのかも違う。この辺りの工夫は必要であるという意見が出た。また、國分委員から出ている、11条に会長としては入っていると思っているが、計画への反映は必要である。市の横串をさすように、様々な担当課に認識をもっていただいて、どう実現するのかということがあつし、具体的に計画に反映していくもの、今やっているものはいいが、議論の中で入っていないものもたくさん出てきたので、これは、新しく計画を変えるときなどに盛り込む必要がある。吉井委員が言っていたような条例の意味、前回もやったが、計画と条例は違うので、条例は、行政も住民も拘束する効果があるものなので、条例ができれば、直ちにではないが、それに基づき、計画も変わっていく。職員が大変だということも重々承知しているが、市で作る条例であるので、関係する課で具体的に落とし込んでもらうことは当然必要になってくる。そのような提言を、皆さん忙しい中で集まっていたいただいて議論している。この部

分は、共有してやってきたことだと思う。

石川委員：一点次回の委員会に向けて確認したいが、市のそれぞれの部で、色々なことをされている。この条例を作ったときに、条例と合わせてここをこうしてくださいとか、チェックしたり、調整したりする機能をどうするのかよくわからない。地域共生課がやるのか、さらに上の部局、総合政策的な課がやるかなど。我々市民とは別に、市としてどう動くのかということが見えてこない。

事務局（鷺尾）：その部分は、総合計画にも入れているので、そこで市全体のことは見るが、実際のところ調整はできていない。地域共生課でやることにはなるのかと思っている。

石川委員：地域共生課で調整するものが本当に機能するのか、課同士、部同士でやるのがうまくいくのか、組織として疑問がある。条例ができて、理解がないと、バラバラに色々な計画が動いていくのではないか。今後でいいのでそれを考えてほしい。

事務局（鷺尾）：庁内の検討組織を作ろうとはしているが、そこがどういう形で進行管理をしているのかということは検討中である。今作るものが計画であれば、それは進行管理をすることになるが、条例であり、ここで、こういう内容をこういう期間で、こういう予算でやるという規定はしない。個別の計画で内容や目標を定めていくことになる。

石川委員：それは理解していて、特に問題ないと思うが、極端に言うと、重複したとか、2つの課が協力しないとできないとか、そういうときにどこがやるのかが分からない。

國分委員：今地域福祉計画を作る流れで、総合相談窓口を作るという話がある。私は、「相談」ではなく「調整」が必要であると思っている。そういう組織が鎌倉にできるとしている。それを地域共生課にまかせるのは難しいと思う。もう一つ、なぜ市職員の認識を広めてやってほしいと言っているかということ、個別計画の中に「調整」が入ってくる。そうすると、障害者の計画の場合は、一番最初に行政が作ってくる。そのときに、みなさんが作るものなので、共通認識を持っていてほしい。認識ができていないと、バラバラのものができてくる。だから言っている。一義的には市が作るもので、その後、その中身について委員が意見を述べるものなので、市職員の意見を出してほしいと言っている。

椎名委員：國分委員の言うことはよく分かって、行政は、所管部署があって、所管する条例・計画・事務などがあり、そこに制約される部分がある。他部署に条例の効力が及んで、理念が伝わって、施策が実現されるようにするにはどうしたらいいかという問いを投げかけたのと同じだと思う。結局、色々な部署が色々な計画を作っている中で、認識を共有できないというのは、それぞれの担当課の主体性がないからではないか。他の関係課が主体性をもってこの条例に関わってもらうためには、この条例の理念はこうで、何ができるかなどのアンケートとるのはどうか。次回までに、庁内の意見をまとめたものを出してもらえとのことなので、先ほど星山委員がおっしゃったように、学校はとても大事で、課題だけを押し付けたりと本質的には思っているところがあり、学校にやってほしいことがたくさんあると思ったときに、教育委員会や図書館を取り込みたい。なので、そちらから主体的にどう取り組めるかを言ってもらえるものを提示するのも一つの方法ではないか。

事務局（内藤）：地域共生課としてこの委員会以外で取り組んでいることの一つとして庁内照会があり、条例の骨子を共有して、条例への意見、条例に沿ったものでやっている事業、理念をもとにやっていった方がいいと思うことを聞いている。関わりの深いところとは、直接業務上の課題などを調整の一つと捉えてヒアリングをしている。個別の話になるが、先程来学校の話が出ていて、校長会長などと話し合いをしたところである。現場でも順番に心のバリアからとらなければいけないということは考えている。それ以上に連携の必要性を感じているということ聞いた。それを条例の中でどう表現していくか、また、条例を作った際には、地域共生課として何ができるかということも考えているところである。

國分委員：そのことは、分かっているので、早くその結果を出してほしい。

鈴木会長：市職員の意見を委員会に提示するという要望もあったので、それは提示してもらって、最後3点補足したい。条例と計画のところで、条例が計画に落とし込まれて、具体的な事業をやっていくという話なので、計画の話をしていたが、条例の性質は、何回も話しているが、行政法の学者として言っておきたいことが、計画がなくても条例ができてやらなければいけないことはやらなければいけないことである。困ったことがあるから、計画に書いてなくても条例になっているので、明日からでも対応しなければならない。それは、この委員に入れてもらった大きなメリットだと思うので、みなさんにもそこは共有してほしい。2点目として、庁内調整はやってもらうということであるが、素案の11条に計画の反映を入れていることは、他市にはあまりない大きな意味で、鎌倉の条例は画期的なものだと思う。ここは、どの課もやることになっているので、調整という話はあるが、条例ができた以上は、行政に義務を課していくことになる。現時点では、財政上の措置も入れているので、実際条文をどうするかは市の調整もあるが、委員としては、要望を出していると思っている。3点目として、教育のところが例示として必要であることは、委員会の総意だと思う。他の部分も重要だが、特に教育は言葉として出していきたいという意見がみなさんの中であるので、6条の中であえて頭出しをしている。ここで議論してきたことで、意識の形成がとにかく大事で、特に学校教育・社会教育・その他でやるということを他の情報とは別に頭出しをしている。これを踏まえると、みなさんの意見を踏まえた条例にはなっているので、見ていただいて、これ以上入れた方がよいことなどがあれば、追加することもあると思うが、みなさんの議論が積みあがってこうなっていることは確かである。今後追加意見のメールでのやりとりもあるかもしれないが、おおむね違った形にはなっていないと思う。國分委員はやさしいので、市職員が大変だろうという話もあるが、行政出身者としては、やってもらわなければいけないことであるし、時間をかけて議論して出た意見は、行政の中でやってもらうのが役割であるし、そのための委員会だと思っている。私見も混ざったが、これが、本日の委員会の方向性のまとめである。